広報にいつ

発行所 新津市役所
発行人 篠田篤雄
電話代表550番
印刷所 坂爪印刷工業
毎月一回発行

人口動態
（昭和35年7月末日現在）

人口	57,189
世帯数	10,816

（7月中）

出生	54	死亡	29
婚姻	25	離婚	1
転入	126	転出	174

戸別出張徴収をやめる 納期内の自主納税を徹底

市ではこんど税の期限内納入を促すとともに、自主納税の徹底をはかるために従来の戸別訪問による出張徴税をとりやめることになりました。

徴税制度も税金の種類によって、申告納税とか源泉徴収または普通徴収などいろいろありますがそのいずれにしても、納期がそれぞれ法定されています。ことに普通徴収の場合、納期毎に徴税令書が発せられ納税額や納付場所、納期限などを通知し、納税者は自分で指定された場所と指定された期限までに必ず納税しなければならないものと法律できめられています。

そこで税金の納期は必ず厳守し、納期限内の納入に是非ご協力をお願いします。

もし納期限までに納税がない場合は納期限の翌日から税金完納の日までの日数に応じ日歩三銭の割合による延滞金と督促状の指定納期限から税金完納の日まで日歩三銭の割合による延滞加算金とが同時に徴収されることになりますからとくにご留意願います。

さらにまた自主納税について、従来は市職員が納税督励を兼ね戸別的に徴収の便宜を図ってきましたが、ごく一部の納税者では税金がさながら集金側であるかのような錯覚を生じているむきもありますので、この際これらを矯正し、自主納税制の徹底を図る必要から今後市職員による戸別的な出張徴収はこれを行なわないこととし市職員は専ら滞納者に対する滞納処分に全力を傾けることになりました。

従って市税の滞納により財産差押などが行なわれることのないよう納期内の自主納税に是非ともご御力をお願い致します（会計課）

会長に石崎氏 農委会役員決る

改選後初の農業委員会が七月二十六日招集され人事が次のとおり決まりました。

会長 石崎文吾 副 明間鉄太郎 農地部会長 甲田耕作 副 大島宇之吉 農業振興部会長 広瀬一太郎 副 石川徳栄

白色申告者にも減税 市税条例一部改正 災害による法人市民税

地方税法の一部改正に伴い、新津市市税条例の一部が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

(1) 法人税の青色申告をしている者が、欠損を生じた場合、その欠損の生じた事業年度以降五年間にその欠損額を繰越して控除するか、又は、その欠損を生じた事業年度前三年間にわたってその欠損額を繰戻して控除し既に納めた税金を還付する規定がありますが、昨年の伊勢湾台風の被害を税金の面から救済する趣旨から先般税法改正が行われ、火災、風水害等の災害によってたな卸資産や事業用の固定資産に損失があったときに限り、白色申告者にも、この損失の繰越と繰戻を認めることになりましたので、法人市民税においても、これに準じて白色申告法人であっても災害等による法人税の還付をうけた場合は、法人市民税を減額して還付することに改められました。

(2) 不動産登記法の一部改正に伴い、土地台帳・家屋台帳が廃止になりますので、従来、固定資産税の納税義務者は、原則として土地台帳、家屋台帳に登録された者とされていたのを、登記簿に登記された者に改め、その他の申告事項についても登記事項に改めるなど、関係規定の改正が行われました。

(3) そのほか、鉱産税、木材引取税について、規定の整備がなされました。

（税務課）

お知らせ

越後佛舎利塔建之協賛会と新津秋葉山佛舎利塔建立奉賛会は関係ありません

新津秋葉山仏舎利塔建立奉賛会副会長 窪田繁雄

みつかれば加算金 木材引取税 無申告伐採に注意

先に、市内の山林の全地域にわたって、木材引取税についての木材伐採状況調査を行いましたが申告をしない引取事実が相当数見うけられました

木材（薪炭用材を除く）を伐採したときは、その素材の引取行為に対して木材引取税が課税され、納税は引取者が申告して、申告と同時に納めることになっていますが、申告をしない向もかなり見うけられるので、十分注意され、申告についてご協力を願います。

もし、申告をしないで、あとでその事実がわかったときは不申告加算金、重加算金など多額の加算金があわせて徴収されることになっています。

なお、自家用として木材を伐採したときは、その伐採した者を引取者とみなす規定になっていますので、この場合も申告されるようご注意下さい。

（税務課）

35年度の基本選挙人名簿 9月15日現在で調製

昭和三十五年度の基本選挙人名簿をつくる時期になりました。

今年も九月十五日現在で基本選挙人名簿を調製しますが、今年は次の要領で、各世帯毎に「調査票」を提出して頂くことになっていますから、一票の洩れもないようご協力を願います。

調査票の提出時期

調査票は九月五日頃までに、区長を通じて各世帯に配付します。

提出期限は九月十五日まで、区長のところに提出して下さい。

調査票に記載されなければならないひと

年令が二十才以上で、三か月以上引続いて新津市に住所の在るものは、調査票に必らず記入して下さい。（昭和十五年十二月二十一日以前生れの日本人で本年六月十五日以前から新津市に住所のある者）

くわしいことは、調査票に掛いてあることを、よく読んで下さい。

（市選挙管理委員会）

選管委に吉田富三郎氏 故鈴木氏の後任決る

選挙管理委員鈴木俊一郎氏の死亡に伴う後任として、吉田富三郎氏（小戸上組 六十六才）が就任しました。

氏は、元小合村助役、小合村主事を永らく勤め昭和三十年新津市と合併した際退職し現在に至っているもので、主事在職中、小合村選挙管理委員会の委員長を兼任していました。

（選管委）

大切なあなたの一票 選挙人名簿 調査票忘れず提出

別項のとおり、本年九月十五日現在で、基本選挙人名簿が調製されますが、この基本選挙人名簿は、本年の十二月二十日以降来年の十二月十九日までの間に行われる選挙に用いられるもので、来年六月には市長選挙と市議会議員の補欠選挙が行われることになっていますから、これらの選挙の際用いられる重要なものとなるわけです。

なお、現在、衆議院の解散が年内に行われる公算が大ですから、仮に衆議院議員の総選挙が、十二月二十日以後に行われるとすれば、この選挙でも今度作られる基本選挙人名簿が使用されることになります。

選挙権は、憲法で保障された国民固有の権利ですが、この選挙権を正しく行使するために、基本選挙人名簿を調製することや、また選挙権はあってもこの選挙人名簿に載っていなければ投票できないことは、もうどなたもおわかりのことと思います。しかし「生れたときから新津に住んでいるのだから」とか「市民税を納めているのだから、当然投票することができる」というような安易な気持でおられるのは禁物です。

しかも今年はちょうど基本選挙人名簿調製の時期に国勢調査が実施されますので、少い人員で、しかも、兼務のため、短い期間に、如何にすれば正確な名簿をつくることができるかと、選挙管理委員会では大きな悩みとなっています。これを解決するには、有権者一人一人の積極的な協力と、強い関心を持っていただきたいのであります。

この基本選挙人名簿調製の基礎となる調査票は九月五日頃区長を通じて各世帯に配布します。この調査票は忘れずに期限内（九月十五日まで）に各区長の許に提出して下さい。

（選管委）

縣家畜共進会 九月三日から三日間 秋葉グランドなどで

県と市共催による第四回新潟県家畜共進会が来る九月三・四・五日の三日間秋葉グランドと荻川駅前枝肉センターの二会場で盛大に開催されることになりました。

なお出品される家畜は次の通りであります。

■第一会場 秋葉グランド 乳牛・和牛・めん羊・山羊・鶏

■第二会場 枝肉センター 種豚・肉豚

（農務課）

古材払下げなど請願・陳情八件

七月市議会臨時会に提出された請願・陳情は次の八件で①②④⑦⑧は総務文教委員会。③⑤は厚生委員会。⑥は建設委員会にそれぐ付託されました。

① 古材払下請願（新津農業協同組合提出）

② 市之瀬校校舎古材払下げに関する請願（三ツ屋区長 木下内莊平提出）

③ 鮭川部落水道敷設についての請願（鮭川 阿部信也外提出）

④ 市所有建物（旧岡田邸）の貸借用陳情（商工会議所会頭 錦織豊松提出）

⑤ ハエの駆除に関する請願（新町国鉄宿舎 小林正外提出）

⑥ 市道古津駅北添南添線改修促進に関する請願（金津地区区長会会長 海津幸一外提出）

⑦ 土地買収についての請願（中野 梅川年英提出）

⑧ 境内墓地無償譲渡申請に関する請願（新津市仏教会長 川口常光外提出）

（議会事務局）

七月臨時市議会 西島に市営住宅16棟 東洋館争議に要望書

去る七月十九、二十日開催の市議会臨時会に次の議案が付議され、発議案第一号は推せん、同第二号は否決、認第一号は承認、議第十八号は総務文教委員会付託、その他の議案は原案のとおり可決されました。

発議案第一号 新津市農業委員会選任による委員の推せんについて＝（杵鞭源三郎・小林富則両議員を推せん。）

発議案第二号 国会早期解散要求に関する決議について。

発議案第三号 東洋館争議に関し労使双方即時解決に関する決議について。

認第一号 専決処分の報告について＝（昭和三十五年度新津市特別会計と市場費歳出追加更正予算・同じく特別会計分譲住宅費歳入歳出追加予算・同じく特別会計公益舗費歳入歳出追加更正予算）三十四年度予算より繰り上げ充用した。

議第一号 新津市職員の給与に関する条例の制定について＝人事院勧告の結果国家公務員の給与が改訂されたことに伴いそれに準じて改訂されたもの。

議第二号 新津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

議第三号 土地買収について＝昭和三十五年度公営住宅用地（西島地内）として四反四畝十七歩を百五十五万九千八百二十四円で買収するもの。

議第四号 土地買収について＝国鉄新津工場脇道路敷地として六坪を一万五千円で買取するもの。

議第五号 土地買収について＝小阿賀野川橋梁架設用地として七畝九歩を二十一万九千円で買収するもの。

議第六号 寄付採納について＝普道地区能代川改修工事用地費総計四十万円を佐藤清外三名から寄付。

議第七号 寄付採納について＝田家地内道路敷地二百六十四坪二勺を鎌田順一外十七名から寄付。

議第八号 昭和三十五年度新津市歳入歳出追加更正予算＝総額二千百五万七千七十円の増。

議第九号 昭和三十五年度新津市特別会計国民健康保険費歳入歳出追加予算＝総額百十二万六千七十七円の増。

議第十号 昭和三十五年度新津市特別会計水道費歳入歳出追加予算＝総額三百五万七千九百五十円の増。

議第十一号 昭和三十五年度新津市特別会計と市場費歳入歳出追加更正予算＝起債の決定に伴う更正で総額一千万円の減。

議第十二号 昭和三十五年度新津市特別会計分譲住宅費歳入歳出追加予算＝各個人からの住宅分譲代金で市債を償還するもの、総額千五百四十万円の増。

議第十三号 昭和三十五年度新津市特別会計市場費歳入歳出追加予算＝総額六万四千百三十円の増。

議第十四号 昭和三十五年度新津市特別会計職員恩給費歳入歳出追加予算＝総額百二十二万一千二百六十円の増。

議第十五号 新津市市税条例の一部を改正する条例の制定について（別項参照）

議第十六号 新津市報酬額及び費用弁償額等並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の制定について＝鉄道運賃改訂による改正。

議第十七号 新津市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について＝右に同じ。

議第十八号 新津市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について＝右に同じ。

議第十九号 市営住宅設置及び契約の方法について＝三十五年度分第一種木造住宅一〇、五坪・一〇棟、第一種簡易耐火四二、〇坪・二棟、第二種木造八五坪四棟、を西島地内に指名競争入札で建設するもの。

議第二十号 契約の方法について＝市道朝日小口線改良工事（延長三六三メートル、有効幅員四、〇メートル）を名指競争入札によるもの

議第二十一号 工事請負契約の締結について＝と場新営工事三十五年度分。

議第二十二号 契約の締結について＝市之瀬小学校改築工事を阿部木材工業KKと六百四十二万円で契約。

議第二十三号 新津市職員の寒冷地手当及び薪炭手当の繰上げ支給について。

議第二十四号 寄付採納について＝金津地区プール建設期成同盟会長佐藤重造からプール一基（長さ二五メートル、巾十三メートル、深さ〇、九メートル〜一、二メートル）寄付。

議第二十五号 土地の譲渡について＝北上地内部落有土地一反五畝四歩を長谷川正一郎へ。

（議会事務局）